

平成30年12月20日

# 要望書

大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会  
中央執行委員会委員長 絹笠 瑞基

## はじめに

この要望書は、大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会（以下、学生自治会）が2018年11月19日から11月25日の期間に実施した要望アンケートなどを通して寄せられた、大阪府立大学(以下、本学)の学生が抱く要望・意見をまとめたものです。

本学では現在、大阪市立大学との統合が近づきつつあります。本学が新たなる変革を迎えようとする今、本学の一員である学生が日々の学生生活の中で抱いた要望・意見が実現されることは、今後の大学運営をより学生の実情に即したものにする一助となるものと学生自治会は考えます。

本学の更なる発展のためにも、学生自治会はこの要望書の内容を積極的に大学運営に取り入れていただくことを強く望みます。

甚だ身勝手なお願いですが、2019年4月末までに各要望項目に対するご回答をいただけるよう、よろしくお願いいたします。

## <要望項目一覧>

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| I. 休校に対しての規約・対応に関する要望 | p.2 |
| II. 授業料減免制度に関する要望     | p.3 |
| III. ノー自転車ゾーンに関する要望   | p.4 |
| IV. 情報設備に関する要望        | p.5 |

## I. 休校に対しての規約・対応に関する要望

### I-1. 休講発表について改善すること[資料1-1,1-2,1-3]

本学には、大学が休講になるかどうかを判断する、現在交通機関の停止、暴風警報発令時などに伴う授業の取り扱いに関する規約が設けられており、これを元に休講が判断されます。しかし、現行の発表時刻である7時の場合だと、遠方や他県から本学に通う学生が危険を承知の上家を出発した後に、休講が発表される状況が少なからず存在します。それに加え、現状休講発表はポータルにのみ告知され他の SNS 媒体には投稿されておらず情報の拡散にまで時間がかかる、見落としが発生してしまう現状があります。現状において告知時間が適切でない、学生全体への周知が遅くなるという点から、災害時において学生の通学における安全性が確保されている状態ではないと学生自治会は考えます。

以上の課題を解決するには、遠方から通学する学生を考慮した休講発表時間の変更、学内メールでの告知を行うことが効果的であると学生自治会は考えます。また、ほかの SNS においても早期に休講情報の発信を行うことでより情報の拡散が期待できます。

よって、学生自治会は要望項目 I-1の実現を要望します。

### I-2. 休講に関する規約を改善すること[資料1-2,1-3,1-4]

本学には、現在交通機関の停止に関する規約が設けられています。しかし、今年度の7月豪雨、台風、地震などの災害を通して、JR西日本や阪神、阪急電車などが多数運転取りやめになることが発表された中、南海線、御堂筋線が当日の午後まで運行しているなど規約上では学生が出席しなければならない状況が存在しました。この状況は、学生の安全性が確保されておらず、かつ成績評価に関わる問題となる可能性を含んでおります。

休講の規定を災害が予想される日の1限開始時以降の運転取りやめ状況も鑑みることができるようになる、また現行の規約に府大に直接的に繋がっていない関西の路線が多数取りやめになった場合も休校にできるようにすることで、現在の災害に対する休講の規約として適したものになると学生自治会は考えます。

よって学生自治会は要望項目 I-2の実現を要望します。

## II. 授業料減免制度に関する要望

### II-1. 授業料の段階的減免制度を導入すること[資料2-1,2-2,2-3]

本学では現在、学生の学費負担を軽減するために学業成績が優秀かつ家庭の所得が少ない学生を対象に授業料の半額免除・全額免除を行う授業料減免制度が設けられています。しかし、現行の減免制度を受けるための条件を満たさないために減免制度を受けたくても受けられない学生が存在します。

現行の減免制度の審査基準や減免の段階の見直しを行い、今以上の学生が減免制度を受けられるようにより多段階の減免制度を導入することで、減免を希望する学生それぞれの経済状況や学業成績についてより幅広く対応できるようになると学生自治会は考えます。これにより学生の学業に対する意欲が向上し、学生が今以上に学業に専念できるようになると学生自治会は考えます。

よって、学生自治会は要望項目 II-1 の実現を要望します。

### III. ノー自転車ゾーンに関する要望

#### III-1. ノー自転車ゾーンを改善すること[資料3-1,3-2]

本学では、学生の自転車マナーの改善および学生会館工事に伴う安全確保を目的として、平成29年5月より全日、学生会館周辺自転車を使用することを禁止するノー自転車ゾーンが設置されています。大学内での自転車の利用は広大な大阪府立大学における授業施設の移動や食事において重要であり、自転車利用の中心である学生会館周辺のノー自転車ゾーン化は自転車利用者にとって非常に不便です。したがって、現在のノー自転車ゾーンの運用方法では、自転車を利用する学生に必要な以上の不利益を与えていると学生自治会は考えます。

また、ノー自転車ゾーン設置後、ノー自転車ゾーン周辺における違反駐輪が増加し通行の妨げとなるという旨の意見も多数寄せられました。ノー自転車ゾーンの事前周知の不足もあり、学生は自転車使用の制限による駐輪場などへの移動の不便さに対応しきれいていません。

結果的に、ゾーン外での自転車利用者のマナー違反を増長させ自転車を利用していない学生の迷惑となっていました。現在は駐輪禁止のバリケードよりノー自転車ゾーン周辺の違反駐輪は減少しましたが、依然としてマナー違反に対する要望、意見が自治会に寄せられており、ノー自転車ゾーンに対する学生の不満は解消されていないと考えられます。

ノー自転車ゾーン設置における学生の不満を解消するために、自転車利用者がストレスフリーに自転車を使用でき、また違反駐輪を減らすためにもノー自転車ゾーン周辺における新たな駐輪場の設置が必要であると考えます。また、自転車利用者の自転車使用における事故防止の目的を達成するためであるならば、混雑時間帯のみの取り締まりや、少なくとも自転車から降りた状態での通行、また休日の通行は許可されるべきであると学生自治会は考えます。よって学生自治会は要望項目III-1の実現を要望します。

#### III-2. 管理を厳正化すること[資料3-2]

また、現状ノー自転車ゾーンが設置されているにも関わらず、ノー自転車ゾーンを通過もしくはノー自転車ゾーン内に駐輪する自転車が散見されます。自転車を使っている学生の大多数がノー自転車ゾーンを迂回し、規則を守っています。しかし、規則を破っている方があまり注意勧告などを受けず野放しにされている現状は、危険性をふくんでおり、違反者のさらなる増加をもたらすきっかけとなりかねません。

管理を厳正化することは、歩行者の安全性を高めることができると学生自治会は考えます。

よって学生自治会は要望項目III-2の実現を要望します。

## IV. 情報設備に関する要望

### IV-1. 情報設備を改善すること[資料4-1,4-2,4-3]

本学では授業や課外活動でインターネットを使う機会が多いため、PC や学内 Wi-Fi といったインターネット設備が設置されています。一方、デスクトップ PC 使用の時間帯は各教室・施設の授業時間および開館時間によって制限されています。貸し出ししているノート PC においてもスペックの問題など、情報設備に関して不満・意見が寄せられました。

また学内 Wi-Fi は、使用制限の多い OPU-Learning のみ学生が登録なしで常時利用でき、ほとんど制限なしで利用できる OPU-Student は使用機器に限られるだけでなく、多くの手順を踏む必要があります。そのほか、学内での電波がそもそも悪く、Wi-Fi 以外のインターネット利用ができないという旨の意見も寄せられました。

本学では授業中インターネットを用いることもあるほか、授業時間外の学習においてインターネットを利用した作業を必要としており、自由なインターネットの利用が難しい現状は学生にとって非常に不便です。そのため、学生にとって便のいい場所における PC 設備の増加や、学内 Wi-Fi 自由化は急務であると学生自治会は考えます。

特に、他大学の多くでは学内 Wi-Fi を学生が自由に利用でき、府市大統合も控えている今、本学での学内 Wi-Fi の自由化は円滑な授業進行や学習、統合後の学生生活を快適にするためにも最優先で行われるべきと学生自治会は考えます。

よって学生自治会は要望項目IV-1の実現を要望します。